

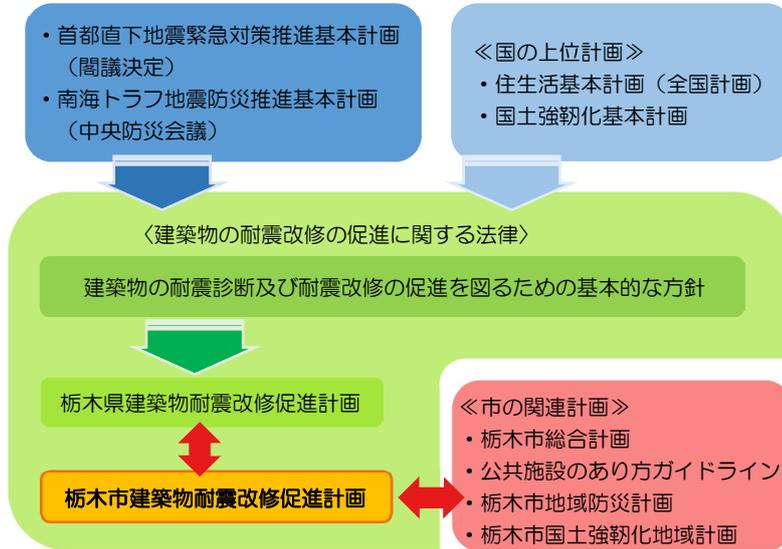
栃木市建築物耐震改修促進計画(三期計画)【概要版】

1 基本方針

1 計画の目的

○本計画は、市内における住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、市民の生命や財産を保護することを目的とします。

2 計画の位置付け



3 計画期間

○令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間の計画とします。

2 住宅・建築物の耐震化の目標等

1. 栃木市の目標

○栃木市では、耐震化率の目標を次のとおり設定します。

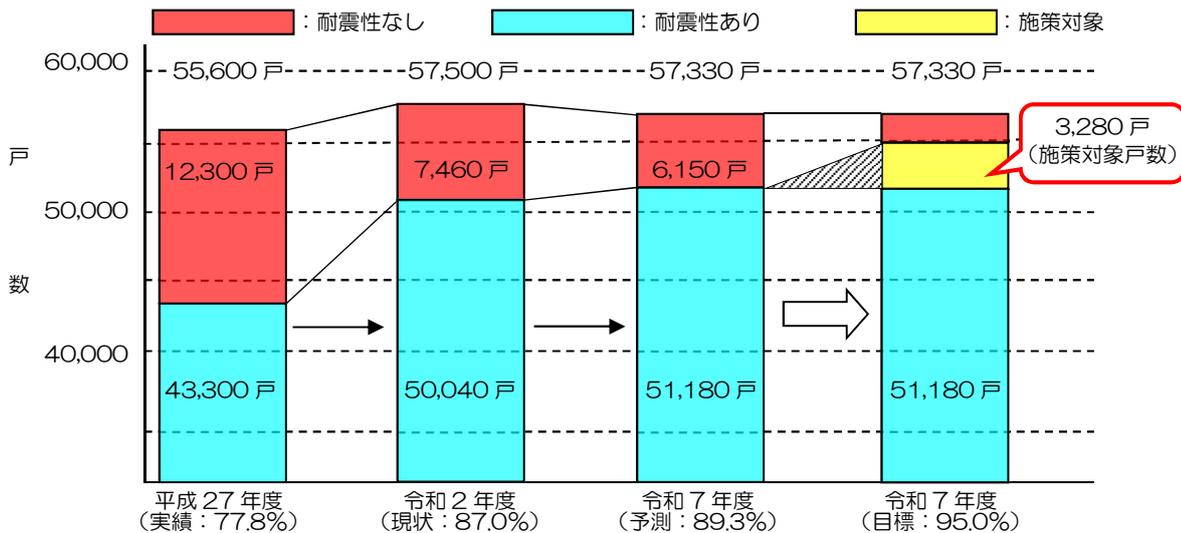
住宅については、耐震性を有する住宅が増加したことなどにより、平成27（2015）年度末の77.8%から87.0%となりました。しかし、令和2（2020）年度末までの耐震化率95%の目標達成が困難であることから、令和2年度の耐震化率目標を国や県に合わせ、5年間スライドし、令和7（2025）年度末までに95%とします。

また、多数の者が利用する建築物及び防災上重要な市有建築物については、令和7年度末までに耐震性が不足する建築物の耐震化をおおむね完了することを目標とします。

種 別	耐 震 化 率	
	現状 (R2)	目標 (R7)
住 宅	87.0%	95%
多数の者が利用する建築物	84.0%	耐震化おおむね完了
学校（民間を含む）	90.7%	
病院・診療所	77.8%	
社会福祉施設	92.5%	
賃貸共同住宅	83.9%	
防災上重要な市有建築物	87.3%	耐震化おおむね完了

(1). 住宅

○住宅の耐震化の現状、予測及び目標

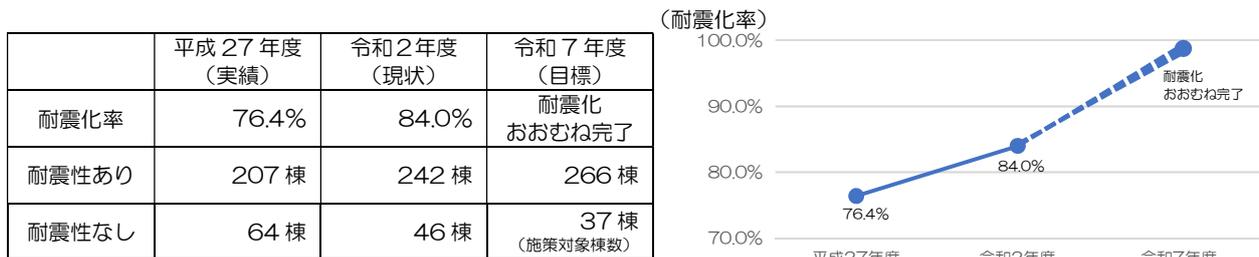


令和7（2025）年度の住宅戸数は、約57,330戸と推計され、現在のペースで住宅の建替え及び除却等が進むと仮定すると、令和7年度における耐震性のある住宅戸数は、約51,180戸になると推計されます。

耐震化率を95%にするには、約3,280戸に対して耐震化を促進するための施策を講じます。

(2). 多数の者が利用する建築物

○多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、予測及び目標

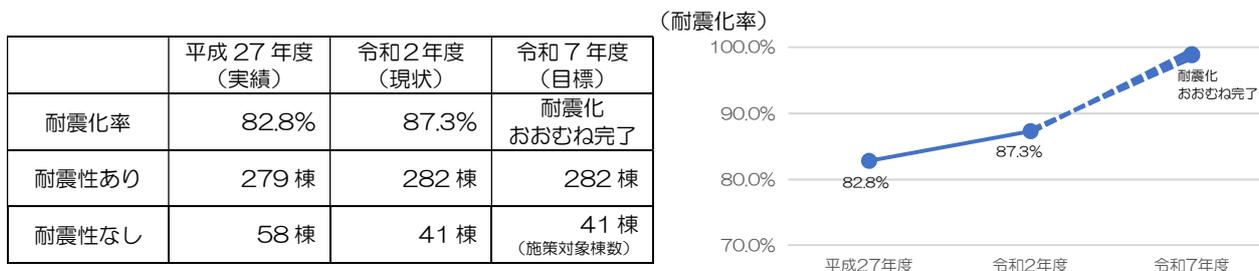


令和7（2025）年度の多数の者が利用する建築物の見込みは、303棟で、耐震性が不足する建築物は37棟になると推計されます。

計画期間中はこれら37棟の耐震化を促進し、耐震性が不足する建築物の耐震化をおおむね完了させることを目標とします。

(3). 防災上重要な市有建築物

○防災上重要な市有建築物の耐震化の現状及び目標



令和2（2020）年度末の耐震化の状況は、対象の323棟のうち、耐震性が不足する建築物が41棟であり、耐震化率は約87.3%となっています。公共施設のあり方ガイドラインを踏まえながら耐震化を推進し、耐震性が不足する市有建築物の耐震化をおおむね完了することを目標とします。

3 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1. 住宅の耐震化の促進

(1) 安心して相談できる環境整備

- ① 相談窓口の設置
- ② 耐震アドバイザーの派遣
- ③ 関係団体との連携

(2) 普及啓発活動の推進

- ① 住宅所有者に対する直接的な普及啓発の実施
- ② 多方面からの普及啓発の実施（空き家バンクの物件を扱う不動産業者にパンフレット等を設置）
- ③ 出前講座の実施
- ④ 命を守る方策の普及啓発の実施（耐震シェルターや部分補強改修などの普及啓発）
- ⑤ ホームページ、コミュニティ FM 放送局等の活用
- ⑥ 工事現場を活用した広報の実施（広報紙等による情報が届かない建物所有者に対しての広報）

(3) 各種支援の実施

- ① 耐震診断、耐震改修、耐震建替え費用の一部助成の実施
- ② 危険なブロック塀等の除却に要する費用の一部助成の実施

(4) その他の施策

- ① リフォームに併せた耐震化の有効性の周知啓発の実施
（空き家バンクリフォーム補助制度や介護保険制度の住宅改修等との連携強化）

2. 建築物の耐震化の促進

(1) 多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化

- ① 耐震診断の必要性の周知及び耐震改修に関する指導、助言
- ② 「建築物が地震に対する安全性の基準に適合している」ことを表示できる制度の周知

3. 地震時の被害を軽減するための安全対策

(1) 建築物の安全を確保するための総合的な施策の実施

- ① 外壁、窓ガラス等の落下防止対策
- ② 天井脱落対策
- ③ エレベーター等の安全対策
- ④ 住宅・建築物の点検

4 計画の推進に向けて

1. 推進体制

- 市の役割
 - ・耐震化の必要性についての普及啓発及び地域の実情に配慮した施策を実施します。
- 建物所有者等の役割
 - ・建物所有者が自らの問題であることを認識し、地震に対する安全性の確保・維持に努める。

2. 計画のフォローアップ

- 耐震化の進捗状況や施策の実施状況を一定期間ごとに検証し、必要に応じて計画を見直します。

3. 法に基づく指導・助言等

- 耐震改修促進法に基づき耐震化が必要と認められる建築物に対し、指導及び助言を行います。